

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第21号

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則

四日市ドーム条例施行規則（平成30年四日市市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定設備及び備品器具の利用料金)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定める者が使用する場合のドームの設備器具及び備付物品の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例別表第2に規定する個人利用料金に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示したもの</u></p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第13条 使用者及びドームを利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。</p>	<p>(特定設備及び備品器具の利用料金)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定める者が使用する場合のドームの設備器具及び備付物品の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例別表第2に規定する個人利用料金に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で身体障害者手帳、療育手帳 <u>又は</u>精神障害者保健福祉手帳を提示したもの</p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第13条 使用者及びドームを利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。</p>

<p>(1)及び(2)</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は動物の類若しくは他人の迷惑になる物品を携帯して入場しないこと。<u>ただし、動物の類を携帯し、入場することについては、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を携帯する場合又は別に市長が定める基準に従い指定管理者が認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p>(4)から(13)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1)及び(2)</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は動物の類若しくは他人の迷惑になる物品を携帯して入場しないこと。</p> <p>(4)から(13)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

改正後	
別表第1 (第5条、第6条関係)	
使用区分	申請期間
1 日本スポーツ協会、中央競技団体等が主催、主管又は共催する全日2日(準備及び撤去を除く。)以上の大会のために、当該施設を全面使用するとき。	使用する日の属する月の24カ月前の月の初日から <u>使用日</u> まで
2 音楽、芸能、スポーツ等のプロ興行に関し、アリーナ全面を使用する場合	
(略)	
備考	
(略)	

改正前	
別表第1 (第5条、第6条関係)	
使用区分	申請期間

<p>1 日本スポーツ協会、中央競技団体等が主催、主管又は共催する全日2日（準備及び撤去を除く。）以上の大会のために、当該施設を全面使用する時。</p>	<p>使用する日の属する月の24カ月前の月の初日から使用日の前日まで</p>
<p>2 音楽、芸能、スポーツ等のプロ興行に関し、アリーナ全面を使用する場合</p>	
<p>(略)</p>	
<p>備考 (略)</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(シティプロモーション部スポーツ課)